様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	三種町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.mitane.akita.jp/administration/detail.html?category_id=124&a

執行機関名　三種町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三種町福祉医療費支給要綱(平成18年三種町告示第10号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害(児)者医療費)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三種町個人番号の利用に関する条例別表第1の項 三種町福祉医療費支給要綱(平成18年三種町告示第10号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	三種町福祉医療費支給要綱(平成18年三種町告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この告示は、三種町に居住地を有する子ども、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		三種町個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年三種町規則第39号) 三種町福祉医療費支給要綱(平成18年三種町告示第10号) 三種町福祉医療費支給事務取扱要領(平成18年三種町告示第11号)